

法制審議会 少年法部会 部会長 川端 博 殿

少年法改正についての意見

2012/12/21

被害者と司法を考える会

代表 片山徒有

2012年9月に諮問され法制審議会で議論されている少年法改正案についての意見を述べたいと思います。

当会は発足以来少年司法関係者と何度も意見交換するなど、活動の軸に少年事件を置いてきました。また私自身少年院を訪問し被害者の視点に立った矯正教育を援助してきた経験があります。

その中で日本の少年法の良いところを感じてきました。

少年が立ち直る事で自らの生き方を再考し、やがて社会や被害者に対しても素直な心で接する事ができる視点を大人が示す指針となっている法律だと思えます。

海外の事例のように、少年が非行の結果、社会からも断罪され自らの名前を変えなければ生きられなかった話を聞くと日本社会、とりわけ少年法のすばらしさを感じずにはいられません。

今回、改めて調べて見ましたが最近の日本では特に少年事件が急増して社会現象化しているという事は見られません。

司法統計でも、少年の一般保護事件終局総員数は、平成13年の79998件に比較して、平成23年では48880件と約60%に相当する人数であり大幅に減っています

また被害者に対する施策も数々の具体策が実現化して過去のように被害者の疎外感、孤立感は少なくなっているように思います。

これらの事実を踏まえた上で今回の少年法改正について意見を述べます。

1) 少年事件の特性を考えると検察官関与は拡大するべきではない

少年事件は家庭裁判所での手続きが保護精神により貫かれて構成、進行されるべきものである。また少年事件であっても刑事手続を行った場合の弊害が多いと考えているので検察官関与はする必要がない。少年の人間としての成熟度を考えると子どもの視点で非行や犯罪行為について考えられる環境が必要なのである。

2) 少年事件に見られる不定期刑は、更生教育の効果を期待する意味で、現実に即した制度であると考えられるので、そのまま維持して欲しい。

少年の立ち直りにはある程度の時間が必要となるが、少年は可塑性が高いので審判や裁判の時点から予想よりも早く更生へ歩き出せる場合も多いと思われる。今回の不定期刑は刑事手続を経て下される判断であるため、当会の主張に忠実であれば全く必要無いという事になる。少年事件の不定期刑そのものは司法が矯正に対して一定の責任を持つ意味でも決して悪いものではないと考えている。従って内容の濃い更生教育を期待する意味でも現状のまま維持すべきと考えている。

3) 有期刑の上限及び下限の引き上げについていずれも反対する。少年にとっての一年は、成人の一年と比較して時間の密度が高い。少年の特性として可塑性が高いだけに、この時期を有意義に使うべきであり、少年院での処遇を前提にして考えると、処遇期間の上限は、現状を維持すべきである。

4) 少年に対して、公費で全件国選付き添い人が付く制度を実現して欲しい。法的な資格を持つ国選付き添い人だけでなく、市民も同様の付き添い活動ができるよう更なる拡充を求めたい。

また以上の提案に沿って少年法全体に対する意見も補足として以下の通り申し述べたい。

1) 少年法の理念に基づく見直しをして頂きたい。

2000年以降、何度か法改正が行われてきたが、いま一度、原点に立ち返って再度の見直しをして欲しい。具体的には、A) 少年事件について逆送を行わない、B) 少年事件は、家庭裁判所で結論を出す、C) 検察官関与は行わない、D) 被害者傍聴は認めない、という点が、主な見直し点と考えられる。

2) 昨今の成人の刑事事件に見られる、被害者参加人制度は、被害者遺族の負担が増すば

かりだと考えており少年事件においても実施すべきではない。

成人事件での被害者参加人制度成立時に反対理由として挙げた、被害者が法廷で更に傷つく、強い被害者しか救われない等期待して落胆する事ばかりで得られる事は乏しい、現実に法廷で繰り広げられている被害者参加裁判はいずれもそのような結果に終わっている。何よりも対象事件の僅か数パーセントしか利用する被害者がいない制度は全く意味がない。

従って少年事件においては尚更のこと反対をせざるを得ない。被害者が少年あるいは保護者と関わる機会は被害者の回復が進み支援者とも相談の上行うべきである。少年審判や刑事裁判は少年や被告人の今後を決める手続きであり被害回復の為にある訳ではないと考えている。

3) 同様、被害者が審判や少年に対する質問や意見は家裁調査官あるいは判事を通じて行うべきである。

家庭裁判所には家裁調査官という素晴らしい才能を持った専門家がおり、家裁の判事も少年法の理念に沿って進行するならば懇切で和やかな審判である。従って情報開示も家裁から被害者へ行われるようになり、信頼関係のある専門家を通じて意見や質問を出す方が良いと考える。

4) 少年に対する国選付き添い人制度の拡充とともに、被害者に対する支援弁護士制度を拡大運用できるよう、実現して欲しい。

更に被害者支援は法的な支援だけではなく、相当長期で家族問題、心的問題、地域問題等と多面的で複雑な構造をもった内容がある為弁護士はもちろん、被害経験者、地域関係者、また専門的知識を活かす意味で医師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士などのチームで支援に臨める法整備を行う事を要望する

5) 少年の社会記録は被害者にも、少年の立ち直りにも必要な事なので一定の配慮の上開示して欲しい。

少年が立ち直りをしていく為に寄り添う人は少年の保護者ばかりではない。場合によっては被害者も手を差し伸べて行く事も想定して欲しい。

6) 少年の立ち直りだけでなく被害者の回復についても弊害の大きい逆送、少年の刑事裁判手続きは行わないで欲しい。

7) 少年院の施設を増設しその職員を増員し、すでに少年刑務所に送致された少年をも受け入れて、すべての少年が少年院で処遇が行えるようにして欲しい。

刑務所で多くの大人の犯罪者に混じって更生教育を受けるよりも子ども達と学ぶ方が教育的効果は高い現実がある。一方でこれまでの少年院での教育に乗りにくい子どもも多くなっている現状もみられる。改めて子どもの幼さや問題性に着目して子どもの立ち直りを図る必要があり、その為に必要なプログラムは少年院だけでなく多くの民間協力者などと協力して作り上げる必要がある。

少年事件で刑事処分が相当であるという意見のうち、刑務所であれば長期処遇が可能であるという意見が多い。しかしながらすでにある少年院の施設を拡充し、職員を増員、配備すれば長期処遇勧告を受けた子どもも更生教育に当たることができる。

一方で短期処遇施設を拡充する事で一時帰宅あるいは週末に施設収容される超短期収容も考慮されるべきである。

また施設で保護者や支援者との短期共同生活など一層充実したプログラムが行えるようになる。

その後、社会復帰に向けては矯正、保護施設から社会へつなぐ役割を担う職員である保護観察官の増員、安定した生活、教育面で必要な環境整備の充実を公的、民間への支援ともに推し進める事。民間の支援者、支援団体について積極的に協働作業として支援にあたれる様に法的整備を整えて欲しい。

8) 少年事件で保護の必要のない子どもはいない。日本人の寿命も延びている現状を踏まえ、23歳未満までの青年で保護処分が必要と思われる人に対しては少年院で教育や職業訓練などを重点とする再非行化処遇を提供して欲しい。

9) 少年司法を中心とした少年の立ち直りに加えて修復的司法的な観点での立ち直りも取り入れて欲しい。少年が非行から立ち直る課程でさまざまな人や社会との信頼を取り戻していく必要がある。ようやく少年院でも保護者に対する働きかけが始まったところであるがこれを更に推し進め少年院、保護観察所、鑑別所などでも積極的に被害者、地域社会住民など子どもの支えとなって貰える人に働きかけをして立ち直りの柱となるような修復的話し合いを実施して欲しい。